

# 仕 様 書

工事番号： 令7菊情工第1号

工 事 名： 令和7年度 菊池市携帯電話伝送路設備撤去工事

工事箇所： 菊池市旭志・菊池市雪野・菊池市原 地内

工 期： 契約日の翌日から令和7年10月31日まで

- 請負者は、再生資源利用計画書を建設副産物情報交換システムの建設リサイクル統合データに速やかに入力し再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に提出すること。  
また、実施後は、同システムにより実績を入力し、再生資源利用実施書を作成し、工事完成時の技術管理報告書に含めて提出し請負者は工事完了後1年間保存しなければならない。
- 請負者は、再生資源利用計画書（計画書）または再生資源利用実施書（実施書）を提出する場合は、併せて、建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督員に提出しなければならない。
- 撤去工事に伴う共架等各種申請に必要な費用も含めた見積を行うこと。  
申請の内容は下記のとおり。
  - ・ 共架廃止申請(九州電力株式会社)
  - ・ 添架廃止申請(西日本電信電話株式会社)
  - ・ 道路占用廃止申請(二次)(県北広域本部)
  - ・ 河川横断廃止届申請(県北広域本部)
  - ・ 道路占用廃止申請(一次、二次)
  - ・ 法定外公共物廃止申請(二次)
  - ・ 行政財産廃止申請(二次)(菊池市役所)
- 菊池市で発注する工事は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達に努めること。また、常勤・臨時職員に限らず、菊池市内からの雇用に努めること。

- 暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。
  - ①不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
  - ②警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。